

社会福祉法人 東久留米市社会福祉協議会 活動計画推進・評価委員会設置要綱

平成 18 年 7 月 19 日
会 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が平成 17 年 3 月に策定した「第二次東久留米市民地域福祉活動計画」の展開にあわせ、活動計画推進・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、進捗状況の点検・評価を行うことを目的とする。

(委員会の構成)

第 2 条 委員会は、下記の委員 7 名で構成し、本会会長がこれを委嘱する。

(1) 会長が指名する本会副会長 1 名

(2) 地域福祉活動計画改定委員会委員経験者 6 名

2 この委員会に委員長 1 名及び、副委員長 1 名を置く。委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

(任期)

第 3 条 委員会委員の任期は、委嘱の日から 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第 4 条 委員会は、活動計画の進捗状況と今後の課題について点検・評価し、その結果を会長へ報告する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が必要に応じて召集する。

2 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

3 委員長が職務を遂行できない場合、副委員長が代行する。

(関係者の出席要求)

第 6 条 委員会が必要と認めた場合は、関係者の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(予算)

第 7 条 委員会に必要な経費は、本会が措置をする。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、本会総務係で処理する。

付 則

1 この要綱は、平成 18 年 7 月 20 日から実施する。